

平成30年度負担金の額及び徴収方法

一般社団法人四国バス協会

1. 負担金の額

110,000円

(負担金の額の算出の基礎を記載した書面による：巡回指導年1回の場合)

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の納付は分割納付とする。

負担金の内の50,000円は平成30年4月に請求する。その他60,000円については巡回指導実施の翌月に請求する。

(2) 負担金の精算

年度途中に新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算の取扱いは以下のとおりとする。なお、精算により生じた10円未満の端数は10円単位に切り上げることとする。

① 新規許可

年度途中に新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求することとする。

② 事業廃止又は許可の取消し

年度途中に事業を廃止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、事業を廃止した日又は許可取消処分の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算することとする。

③ 事業の休止又は再開

年度途中に事業を休止又は再開した事業者については、事業の休止又は再開をした日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算することとする。

④ 事業の譲渡及び譲受

年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算を要しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求することとする。

⑤ 事業の分割、合併及び相続

年度途中に事業の分割、合併及び相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから、負担金に係る精算をしないこととする。

⑥ 事業計画の変更

年度途中に適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の

拡大に伴い当該適正化機関の管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合（適正化機関の管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。）については、当該認可の日の属する月の翌月分から負担金を請求することとする。

また、年度途中で適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該適正化機関の管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算することとする。

⑦ ⑥以外の事業計画の変更

年度途中で⑥以外の事業計画の変更（同一区域内における営業所の新設及び廃止、事業用自動車の数の変更等）を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算は行わないこととする。

(3) 納付期限

請求の日から1ヶ月後とする。

(4) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収することとする。